

規制強化の潮流：

世界中で高まりを見せる 贈収賄防止運動

法の網の目をすり抜け、長年秘密裏に行われてきた不正な贈収賄取引に対して、近年光が当てられるようになってきている。2010年英国贈収賄防止法に代表される贈収賄防止対策が全世界に急速に広まっていることにメディアが注目し、書き立てているためだ。最近制定された規制により、不正防止の要求レベルはさらに高まっており、米国司法省(DOJ)および証券取引委員会(SEC)による、連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)訴訟やそれに続く和解も増加している。

コンプライアンス責任者や法律顧問は、DOJ、SEC、英国重大不正監視局(SFO)の動向を注視するとともに、国際開発金融機関(MDB)の動きにも常に注目していなければならない。MDB は、贈収賄事例やその他の違法行為の積極的な調査を続け、その制裁措置に磨きをかけている。

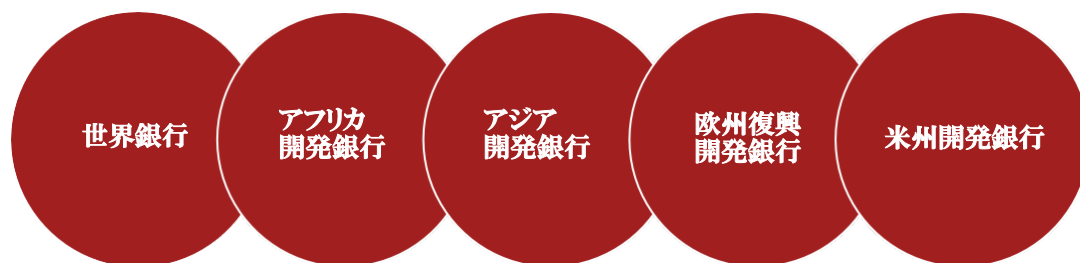
グローバルな贈収賄防止機関としての MDB の動向に無関心でいると、制裁や取引停止といった事態に突然巻き込まれる可能性もある。そうなれば、自国で民事・刑事訴訟を起こされ、史上最大級の巨額詐欺事件として知られるハーバート・マドフ事件に比肩するような信用失墜に発展する可能性すらある。

MDB の最近の動向から見て、MDB の出資プロジェクトに関わりのある業界のコンプライアンス責任者や法律顧問は、予防措置やデューディリジェンスの強化に取り組む必要があるだろう。

受注資格停止共同措置(Cross Debarment)

世界銀行をはじめとする MDB は、国境を越えた贈収賄を防止し、これと戦うための統一的枠組みを策定し、さらに贈収賄その他の違法行為について、統一的な定義を確立している。

MDB 首脳らは 2010 年 4 月、受注資格停止措置の相互執行協定(Agreement for Mutual Enforcement of Debarment Decisions)に署名し、受注資格停止共同措置プロセスを採用した。これにより、2011 年 7 月 1 日以降、アジアで受注資格停止処分が下されると、アフリカから米国アルバカーキに至るまで、世界中のあらゆる地域で同様の資格停止処分を受ける可能性が生じるようになった。MDB 出資プロジェクトにおいて、取引先に対するデューディリジェンスが甘いと、思わぬ大打撃を受ける恐れがあるのだ。



MDB は、受注資格停止措置の相互執行協定を通じて、受注資格停止共同措置を実施

世界銀行は特に、贈収賄防止策の調整に早くから取り組んでおり、1999 年以降、詐欺、贈収賄、談合に対して下してきた制裁措置は 450 件を超える。また、受注資格停止措置件数はここ数年で 5 倍に増えた。これらにより、世界中における贈収賄防止規制を巡る環境に変化をもたらしている。

世界銀行は MDB として最も古く、最大の規模を有する。その他の MDB として、アフリカ開発銀行(AfDB)、アジア開発銀行(ADB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、米州開発銀行(IDB)がある。

最近改訂された世界銀行の「制裁手続(Sanctions Procedures)」および「制裁委員会法規(Sanctions Board Statute)」では、制裁を課しうる対象が拡大され、手続き上の障害が取り除かれた。同行の法務部は後に、上記の改定について理解するための手引きとして「世界銀行の制裁体制に関する通知(Information Note on the Bank's Sanctions Regime)」を発行した^{1,2}。

贈収賄事例の照会

MDB は、調査協力、証拠の共有、捜査結果の国境を越えた照会など、各国の規制担当者や捜査当局と協力し、FCPA や英国贈収賄防止法などの法律に抵触する活動の抑制に取り組んでいる。

企業は、MDB の贈収賄防止の契約上の義務やガイドラインの違反、関連する贈収賄防止法に基づいて起訴されるリスクを負う可能性がある。これには、違法行為によって生じた損害の賠償を求める民事訴訟や、政府契約の入札・落札における排除措置などが含まれる。2011 年度には、世界銀行だけで各国の司法当局に対して 40 件の調査照会を行った。

MDB は、DOJ、SEC、SFO などの主要な規制機関以外とも協力している。世界銀行はアフリカ、アジア、中南米の当局に照会を行い、インドネシアで贈収賄に関与した公務員の逮捕を実現し、エチオピアで政府契約にストップをかける、といった成果を上げている¹。

国際汚職ハンターズアライアンス

世界銀行は最近、200 カ国を超えるメンバーを招いて、国際汚職ハンターズアライアンス (International Corruption Hunters Alliance) を主催した。全世界の贈収賄の問題に取り組む 2 回目のフォーラムである。世界各国から代表者が集まったこの会議において、MDB による受注資格停止共同措置よりもさらに踏み込んだ、国境を越えて行われる賄賂や詐欺の事例を追跡し、解決する国際的な法執行戦略が策定された。

調査と法執行の効率と有効性を高め、将来の贈収賄防止戦略の概略を描くために、同アライアンスには、各国の贈収賄防止担当公務員、民間セクター、欧州に拠点を置く国際組織、国際金融機関、トランスペアレンシー・インターナショナルも参加した²。

この新しいアライアンスでは、互いに協力しつつ、賄収賂に対する訴追の促進、捜査情報の共有、不法な利益を回収・返還する取り組みの強化、詐欺や贈収賄と戦うための努力を監視し、結果を開示し、その取り組みを促進するための仕組みの策定に向けたパートナーシップと機会の創出を促進していく。

世界銀行
組織公正担当副総裁
レオナルド・マッカーシー

¹ The World Bank, Integrity Vice Presidency Annual Report Fiscal Year 2011、下記サイトで入手可:
http://siteresources.worldbank.org/INTDOII/Resources/588889-1316720250792/INT_AR_FY11_web.pdf.

² The World Bank News & Broadcast, Corruption Hunters Rally for Action Against Fraud, Dec. 6, 2010、下記サイトで入手可:
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:22783187~pagePK:64257043~piPK:437376~theSitePK:4607,00.html>.

効果的なコンプライアンスプログラム

世界銀行のガイドラインには、以下に示す主要な贈収賄防止基準が反映されている。

- FCPA 執行指針 (FCPA enforcement guidance)
- 米国量刑ガイドライン (US Sentencing Guidelines)
- 英国法務省贈収賄防止法に関する指針 (UK Ministry of Justice Guidance on the Bribery Act)
- トランスペアレンシー・インターナショナル贈収賄対策原則 (Transparency International's Business Principles for Countering Bribery)
- ICC 強奪・贈収賄対策コンダクト規則 (ICC Rules of Conduct to Combat Extortion and Bribery)
- 世界経済フォーラム贈収賄防止提携イニシアチブ (WEF-PACI) - 贈収賄対策の原則 (World Economic Forum's Partnering Against Corruption Initiative (WEF-PACI) - Principles for Countering Bribery)
- 国連贈収賄防止条約 (United Nations Convention Against Corruption)
- 2010 年国内管理、倫理、法令遵守に関する OECD 優良実践ガイドライン (2010 OECD Good Practice Guidance on Internal Controls, Ethics and Compliance)

MDB の出資で事業を行う関係者は、各 MDB の方針およびガイドラインに示される、調達および請負業者向け贈収賄防止規定に従う契約上の義務を負う。関係者に向けて、世界銀行の公正コンプライアンスガイドライン (The World Bank's Integrity Compliance Guidelines) が定められている。当ガイドラインは、資格停止処分の解除要件となるコンプライアンスプログラムの実施に関して助言を行う世界銀行コンプライアンス責任者が策定したものであり、その内容は以下のとおりである。

- 違法行為の禁止
- コンプライアンスを重視する企業風土の醸成
- リスク評価とモニタリング
- 社内規程
- ビジネス パートナーに関する方針
- 内部統制
- 教育研修とコミュニケーション
- 報酬と罰則
- 報告体制
- 有事後の是正措置
- 他社と協働したコンプライアンスへの取り組み³

贈収賄防止の国際的潮流とは？

- MDB の調査および制裁執行件数の増加
- 受注資格停止共同措置により、MDB が科する制裁の件数増加
- 各国の規制担当者や法執行者による犯罪照会と並行調査の件数増加
- 世界での贈収賄防止に関わる組織や規制当局同士の協力の強化

MDB が情報を入手する経路は？

- MDB の合弁パートナー
- 企業内部の不正告発者
- 競合他社
- 民間公益団体や市民オンブズマン
- 他の MDB および各国の捜査当局

制裁対象になりうる企業は？

以下を伴うプロジェクトにおいて、スポンサー、契約者、入札者、サプライヤー、コンサルタント、またはその代理人、下請業者、サブコンサルタント、サービスプロバイダー／サプライヤーとして関わる企業：

- MDB の融資または助成
- 国際金融公社 (IFG) の投資
- 多国間国際投資保証機関 (MIGA) の政治リスク保証

³ The World Bank, Debarment with Conditional Release & Integrity Compliance、下記サイトで入手可：
http://siteresources.worldbank.org/INTDOII/Resources/Integrity_Compliance_Guidelines.pdf

リスク増加に応じてデューデリジェンス強化が必要

各企業は、国境を越えて広がる規制や贈収賄防止運動の状況を注視しつつ、実際に摘発された場合の影響を十分考慮したうえで、DOJ、SEC、SFO、MDBなどの規制当局が要求するコンプライアンス要件に戦略的に対応すべきである。公正なビジネス取引を重視する意識が高まっている昨今、デューデリジェンスプログラムやコンプライアンスプログラムを軽視する姿勢は時代の流れに逆行していると言わざるを得ない。そういった姿勢はMDBの制裁や国内の民事・刑事訴訟が何倍にも膨れ上がる結果を招きかねない。

世界銀行の「公正コンプライアンスガイドライン」などのガイドラインを参考にしながら、コンプライアンスという課題に全社を挙げて真摯に取り組めば、規制当局のコンプライアンス要件を満たすことが可能であろうし、結果的に自社のブランドと利益を守ることになるのである。

調査や制裁執行が増え、贈収賄防止コミュニティ全体の団結が強化されている時代にあって、コンプライアンス責任者と法律顧問は、自社のコンプライアンスプログラムが、潜在的なあらゆる贈収賄も発見し抑止できるほどに十分なものか、確認する手段を講じるべきである。

MDBなどが贈収賄防止運動を推進する中、各企業にはその潮流を見極めながら時代の変化に対応していくことが求められている。効果的なデューデリジェンスツールを整備することはその一助となるだろう。今日の環境においては、コンプライアンスプログラムは国内の規制当局の要求事項を満たすだけでは不十分である。MDBを含むさまざまな贈収賄防止規制の要求に応えていかなければならないのである。

日本企業も例外ではない。今まで贈収賄コンプライアンスに真摯に取り組んできた企業も再度自社のコンプライアンスプログラムを見直し、MDBや自社が進出している他の国の最新の贈収賄規制の情報を取り入れながら、都度プログラムを改定していく必要がある。

お問い合わせ先:

今回のテーマが事業に与える影響についてより詳しい相談を希望される方は、以下の担当者までご連絡ください。

PwC アドバイザリー合同会社

〒104-0061

東京都中央区銀座 8-21-1 住友不動産汐留浜離宮ビル

03-3546-8480 (大代表)

ホンマ シン

ディレクター

shin.s.honma@jp.pwc.com

平尾 明子

マネージャー

akiko.hirao@jp.pwc.com

奈良 隆佑

マネージャー

ryusuke.nara@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp

PwC Japan グループは、日本における PwC グローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社 (PwC あらた有限責任監査法人、京都監査法人、PwC コンサルティング合同会社、PwC アドバイザリー合同会社、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人を含む) の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本報告書は、PwC メンバーファームが 2012 年に発行した『Regulation on the rise』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

電子版はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/thoughtleadership.html

日本語版発刊月：2016 年 7 月 管理番号：I201605-15

©2016 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors